

鳥取県告示第315号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)附則第15条第1項の規定により、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の指定を受けたものとみなされた事業者を次のとおり告示する。

平成24年4月24日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の所在地
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目104-2	障がい者支援センターそよかぜ	鳥取市富安二丁目96
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野2259-43	障害者支援センターしらはま	鳥取市伏野2259-17
特定非営利活動法人アプローチ	鳥取市吉岡温泉町268	相談支援事業所アプローチ	鳥取市寿町791-8
社会医療法人明和会医療福祉センター	鳥取市東町三丁目307	相談支援センターサマー・ハウス	鳥取市湯所町一丁目131
社会福祉法人れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	八頭町障がい相談支援センターれしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15
特定非営利活動法人ワーカーズユープ	東京都豊島区池袋三丁目1-2	ゆいまある	八頭郡若桜町大字若桜257